

身体拘束の最小化に取り組んでいます

当院は、 原則として身体的拘束を行わない方針です。

患者さんの尊厳を守り、安全で安心できる医療・看護の提供に努めます。
やむを得ず身体的拘束を行う場合には、下記の3要件をすべて満たす場合に、
最小限の方法・時間で実施します。

身体的拘束を行う場合の3要件

- 1 切迫性** 患者さん本人または他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2 非代替性** 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護・医療方法がないこと。
- 3 一時性** 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

当院の取り組み

- 身体的拘束最小化チームを設置し、定期的に検討しています。
- 職員に対する研修を実施し、知識・技術の向上に努めています。
- ご家族や関係職種と連携し、患者さんの状態に応じたケアを提供します。
- 身体的拘束の実施状況を把握し、定期的に見直しを行っています。

身体的拘束の実施状況

(障害者施設等入院基本料病棟における実績)

期間 (3か月間)	入院料算定日数 (A)	身体的拘束を実施した日数 (B)	身体的拘束の実施率 ($B \div A \times 100$)
2026年2月1日～2026年4月30日	5,217日	151日	2.89%
2026年3月1日～2026年5月31日	5,381日	168日	3.12%

※身体的拘束の実施率は、直近3か月間の「入院料算定日数に占める身体的拘束を実施した日数の割合」です。

社会医療法人有隣会 東大阪病院
病院長